

令和6年度

# 熊谷市自治基本条例審議会

## 会 議 資 料

日 時：令和7年2月18日（火）

午後1時30分から

場 所：熊谷市役所本庁舎 会議室303

令和6年度 熊谷市自治基本条例審議会  
次 第

日時：令和7年2月18日（火）午後1時30分～  
場所：熊谷市役所本庁舎3階 会議室303

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議 事
  - (1) 自治基本条例の推進状況について
  - (2) その他
- 7 閉 会

## 熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	役職	委員区分 (※)	氏 名
1	委員	第1号	濱畑 芳和
2	委員	第1号	依田 悦代
3	委員	第1号	出浦 尚明
4	委員	第1号	小谷野 操男
5	委員	第1号	上村 悦子
6	委員	第2号	渡辺 和敏

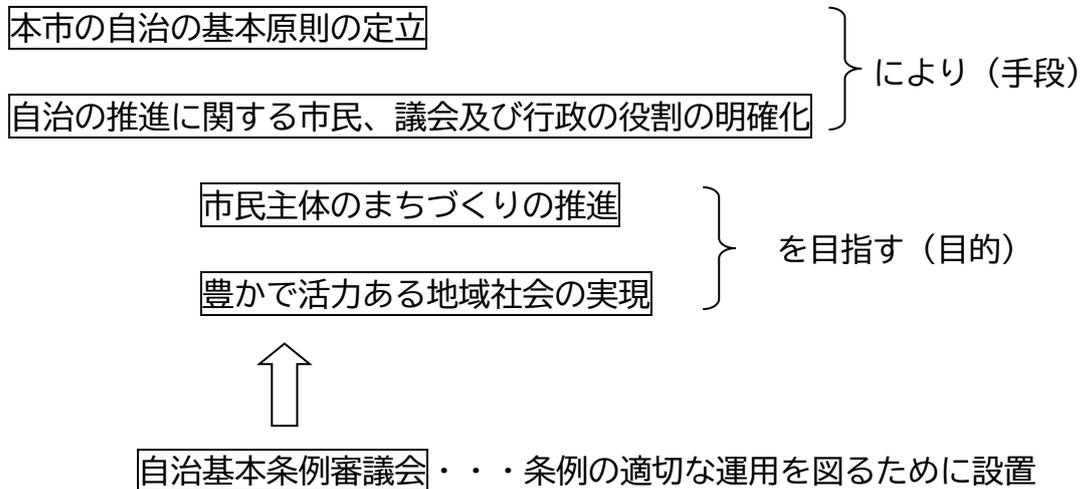
(敬称略)

※ 条例第3条第2項による区分

## 令和 6 年度 熊谷市自治基本条例推進状況

## 1 条例の目的（第 1 条関係）及び審議会の役割（第 2 3 条関係）について

## (1) 意義



## (2) 主な取組

- ア 条例の適切な運用による市民との協働のまちづくりの推進
- イ 各種の成果指標等による推進状況の把握・情報共有

## (3) 成果指標等

- ※ ◎は第 2 次総合振興計画と共通の成果指標であることを示す。
- ※ 「めざそう値」は、第 2 次総合振興計画後期基本計画における数値。

## ○自治基本条例を知っている人の割合

## ○市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
設問「熊谷市が「自治基本条例」を制定し、参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	12.2%	11.7%	12.8%	15.6%	12.3%
設問「市民が直接市政に参加する取組として、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）が行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	25.5%	26.0%	26.8%	25.7%	26.4%
設問「市民協働の取組として、協働事業提案制度が行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	9.0%	10.7%	10.3%	10.2%	10.2%

※ まちづくり市民アンケート調査（令和 6 年 1～2 月実施。アンケート配布数 3,000 通（市内に在住する 18 歳以上の男女を無作為抽出）・回収数 1,063 通・回収率 35.4%）による。

## 2 協働の原則（第4条関係）について

### (1) 意義

市民と市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進める。

### (2) 具体的な取組

協働事業提案制度

市民協働「熊谷の力」事業（H20～）、市民協働「熊谷の力」短期完了事業（R5～）

### (3) 成果指標等

#### ○協働事業提案制度における提案数

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
4件 (2件)	4件 (1件)	4件 (3件)	5件 (3件)	1件 (1件)	2件 (2件)

※ 提案数（採択数）

#### (参考) 令和7年度実施予定事業一覧（令和6年度に提案・採択された事業）

事業名	概要
熊谷染「夢のプロジ ェクト」事業	熊谷市内の大学生及び高校生によるワークショップを開催し、熊谷染の体験、デザイン作成、新商品の開発を系統立てて行い、熊谷染の啓発及び技術の継承について考察する。
学童期のこどもの居 場所事業	貧困やひとり親家庭、外国籍児童などの課題を抱える小学生を対象に、規則正しい生活の体験、グループ活動を通して社会性を身につけ、自己肯定感を高められるような居場所を提供すると同時に保護者支援も行う。

### 3 情報共有の原則（第5条関係）及び情報の提供（第16条関係）について

#### (1) 意義

ア 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有する。

イ 市は、市政に関する情報を、分かりやすく適切に提供するように努める。

#### (2) 具体的な取組

ア 市報くまがやの発行

イ 市ホームページの運営

ウ 地域ポータルサイト（あついぞ.com）の運営

エ 企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）の運営

オ 情報公開条例による情報の公開

#### (3) 成果指標等

##### ◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	めざそう値
設問「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか」に「はい」と回答した人の割合	71.6%	76.6%	73.8%	71.7%	77.1%	80.0%

※ 前掲のアンケート調査による。

##### ◎ホームページのアクセス数（単位：件数/年間）

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)	めざそう値 ※月間
3,696,268	4,889,722	3,903,576	4,368,666	4,292,479	4,121,409	400,000

##### ◎地域ポータルサイト（あついぞ.com）のアクセス数（単位：件数/年間）

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
3,178,989	2,295,584	2,382,593	1,685,472	2,195,782	1,978,243

##### ◎企業支援・ビジネスマッチングサイト（チャレンジ・ステージくまがや）のアクセス数（単位：件数/年間）

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
73,897	116,259	107,383	103,673	81,422	68,370

##### ◎情報公開制度の実施状況（単位：件数）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)	
請求・申出	376	408	306	130	195	111	
処 理 結 果	全部公開	257	365	252	58	92	73
	部分公開	113	106	107	99	148	141
	非公開	44	18	10	33	103	13
	合計	414	489	369	190	343	226

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、請求・申出と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

※ 令和4年度から情報提供制度を導入している。情報提供制度の実施状況は次表参照。

○情報提供制度の実施状況（単位：件数）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
申請				311	361	297
提供				722	862	669

※ 情報提供制度は、行政情報の公開に関する事務の効率化に資するため、一部の工事設計書について、条例に定める公開の手続によることなく、市民等の求めに応じてこれを提供する制度である。

※ 1件の申請で複数の文書が対象となる場合があるため、申請と提供は、一致しない場合がある。

#### 4 市民参加及び協働の推進（第13条関係）について

##### (1) 意義

- ア 市は、市民参加・協働によるまちづくり推進に努め、その体制を整備する。
- イ 市は、政策形成過程への市民の主体的参画の実現に努める。
- ウ 市は、情報の提供、相談等により市民との連携を図る。

##### (2) 具体的な取組

- ア 市民活動支援センターの運営
- イ 熊谷市民公益活動促進事業「ステップアップ助成金」の交付
- ウ 公園サポーター制度の活用

##### (3) 成果指標等

###### ○市民活動情報サイト登録団体数

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
91 団体	92 団体	92 団体	92 団体	91 団体	89 団体

###### ○市民活動講座への参加者数

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
858 人	96 人	940 人	1,511 人	1,597 人	600 人

###### ○市民活動支援センターに登録している利用団体数

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)	めざそう値
262 団体	265 団体	276 団体	285 団体	292 団体	289 団体	250 団体

###### ○「はじめての一步助成金」の交付件数→R5 から「ステップアップ助成金」に変更

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)
7 件	4 件	7 件	3 件	2 件	7 件

※スタート助成金の交付件数とチャレンジ助成金の交付件数の合計

###### ○公園サポーター制度を導入している割合

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)	めざそう値
74.3%	74.6%	75.1%	75.0%	75.1%	74.7%	90.0%

## 5 審議会等の委員の選任（第14条関係）について

### (1) 意義

市は、委員の一部の公募に努め、男女の均衡等委員の構成に配慮する。

### (2) 具体的な取組

ア 各種審議会等での公募委員の委嘱

イ 審議会の委員への女性登用の推進

### (3) 成果指標等

#### ◎各種審議会への女性の登用率

R1	R2	R3	R4	R5	R6	めざそう値
27.3%	27.0%	27.8%	29.7%	28.1%	26.8%	40.0%

※ 「各種審議会」とは、行政委員会及び法律・条例設置の附属機関を指す。また、「登用率」とは、女性委員数を委員総数で除した数をいう（対象年度の4月1日現在）。

#### ○附属機関である審議会等における委員公募及び女性登用の状況

（括弧内は全体に対する割合）

区分		R1	R2	R3	R4	R5
公 募	機関数	16 機関 (34.0%)	17 機関 (36.2%)	16 機関 (33.3%)	16 機関 (33.3%)	15 機関 (32.6%)
	委員数	52 人 (9.6%)	53 人 (9.7%)	51 人 (9.3%)	49 人 (8.8%)	46 人 (8.8%)
女 性	機関数	42 機関 (89.4%)	42 機関 (89.4%)	43 機関 (89.6%)	44 機関 (91.7%)	41 機関 (89.1%)
	委員数	150 人 (27.8%)	155 人 (28.5%)	168 人 (30.5%)	160 人 (28.8%)	146 人 (27.4%)
全 体	機関数	47 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	48 機関 (100.0%)	48 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)
	委員数	540 人 (100.0%)	544 人 (100.0%)	551 人 (100.0%)	555 人 (100.0%)	533 人 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

#### ◎男女共同参画社会という言葉の周知度

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	めざそう値
設問「男女共同参画社会という言葉を知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	80.5%	78.7%	81.0%	78.4%	79.8%	85.0%

※ 前掲のアンケート調査による。

## 6 コミュニティ（第15条関係）について

### (1) 意義

ア 市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的なコミュニティ活動への参加に努める。

イ 市は、コミュニティの育成を図り、その活動を支援する。

### (2) 具体的な取組

ア くまがや市民まごころ運動推進事業（校区連絡会へ活動推進奨励金を交付）

イ 自治会活動推進事業（自治会連合会に交付金、新任自治会長等の研修など）

### (3) 成果指標等

#### ○自治会加入率

地区	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (4/1 現在)
熊谷	72.3%	71.7%	71.0%	70.7%	70.1%	69.4%
大里	74.1%	73.5%	73.4%	72.6%	72.4%	72.1%
妻沼	82.5%	81.8%	81.3%	81.1%	79.9%	78.7%
江南	69.4%	68.9%	68.0%	68.3%	67.1%	65.7%
全体	73.4%	72.8%	72.2%	71.9%	71.2%	70.4%

#### ○市民活動保険登録団体数

R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)	めざそう値
1,213 団体	1,216 団体	1,222 団体	1,227 団体	1,197 団体	1,201 団体	1,280 団体

## 7 個人情報の保護（第17条関係）について

### (1) 意義

市は、個人情報を適正に管理する。

### (2) 具体的な取組

ア 個人情報保護条例による適正な取扱い

イ 情報セキュリティポリシーによるセキュリティ対策

### (3) 成果指標等

(参考) 個人情報保護制度の実施状況（単位：件数）

区 分		R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31 現在)	
開 示	受付	20	40	20	36	50	48	
	処 理 結 果	全部開示	3	5	3	13	7	10
		部分開示	18	34	14	23	44	32
		不開示	3	2	1	14	3	4
		合計	24	41	18	50	54	48
訂 正 等	受付	0	0	0	0	0	0	
	処 理 結 果	訂正	0	0	0	0	0	0
		削除	0	0	0	0	0	0
		目的外利用等の中止	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

※ 1件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、受付と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

## 8 説明責任（第18条関係）について

### (1) 意義

市は、政策形成過程について、市民に分かりやすく説明するよう努める。

### (2) 具体的な取組

ア 審議会等の会議の公開

イ 会議概要の公開

### (3) 成果指標等

○附属機関である審議会等の会議の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
公開	23 機関 (49.0%)	22 機関 (46.8%)	24 機関 (50.0%)	24 機関 (50.0%)	24 機関 (52.2%)
一部非公開	4 機関 (8.5%)	5 機関 (10.6%)	3 機関 (6.2%)	4 機関 (6.2%)	4 機関 (8.7%)
非公開	19 機関 (40.4%)	20 機関 (42.6%)	21 機関 (43.8%)	20 機関 (43.8%)	18 機関 (39.1%)
未決定	1 機関 (2.1%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	47 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)	48 機関 (100.0%)	48 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

○附属機関である審議会等の会議概要の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
公開	26 機関 (55.3%)	27 機関 (57.4%)	27 機関 (56.3%)	26 機関 (54.2%)	26 機関 (56.5%)
一部非公開	10 機関 (21.3%)	9 機関 (19.1%)	10 機関 (20.8%)	10 機関 (20.8%)	10 機関 (21.7%)
非公開	11 機関 (23.4%)	11 機関 (23.4%)	11 機関 (22.9%)	12 機関 (25.0%)	10 機関 (21.7%)
未決定	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	47 機関 (100.0%)	47 機関 (100%)	48 機関 (100%)	48 機関 (100%)	46 機関 (100%)

※ 全体は、休止中の附属機関を除いた数

(参考) 一部非公開又は非公開とした場合の理由（R5・複数回答）

理 由	機関数
法令又は条例（規則及び規程を含む。）の規定により、会議が非公開とされているため	8
熊谷市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため	9
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため	5

## 9 応答責任（第19条関係）について

### (1) 意義

市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努める。

### (2) 具体的な取組

ア タウンミーティングの実施

イ 「市長へのメール・手紙」への返信

### (3) 成果指標等

#### ○タウンミーティングの実施状況（R4年度から開始）

区分	R4	R5	R6 (12/31現在)
実施回数	7回	8回	7回

#### ○「市長へのメール・手紙」の受信状況（単位：件数）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (12/31現在)
メール	256	442	362	303	316	320
手紙	149	107	100	126	88	69
合計	405	549	462	429	404	389

※ 原則として、返信を希望し、かつ、返信可能なものは、全て返信している。

## 10 意見公募手続（第20条関係）について

### (1) 意義

市は、重要な条例の制定・計画の策定等に当たって、意見公募手続の実施に努める。

### (2) 具体的な取組

熊谷市意見公募（パブリックコメント）手続の実施

### (3) 成果指標等

#### ○意見公募手続の実施状況

区分	R1	R2	R3	R4	R5
手続の実施件数	8 手続	10 手続	9 手続	12 手続	11 手続
意見等の件数	145 件	238 件	85 件	378 件	231 件
1 手続当たりの意見等の件数	18.1 件	23.8 件	9.4 件	31.5 件	21 件

#### (参考) 計画策定等に対する意見公募の状況（令和5年度）

No.	件名	意見の提出者数	意見の件数
1	新熊谷学校給食センター整備基本計画（案）	38	109
2	水道事業経営戦略（改定版）	2	3
3	第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 後期基本計画（熊谷市食品ロス削減推進計画）（案）	1	8
4	「第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）（案）」及び「第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）別冊 資料編（案）」	3	12
5	第2次熊谷市男女共同参画推進計画改訂版（案）	0	0
6	第7期熊谷市障がい者支援計画	5	30
7	第4次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画（案）	1	1
8	熊谷市高齢社会対策基本計画（案）	1	2
9	熊谷市DX推進計画	5	9
10	第4次熊谷市行政改革大綱（案）	4	4
11	地域会館の設計案	19	53
	合計	79	231

#### (参考) 計画策定等に対する意見公募案件（令和6年度 2/7 現在）

No.	件名
1	学校統廃合に係る再編時期の見直し（案）
2	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正（素案）
3	熊谷市特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例の一部改正（素案）
4	第3期熊谷市子ども・子育て支援事業計画（案）
5	「健康熊谷21（第3次）（案）」及び「熊谷市第5次健康増進計画（案）」
6	熊谷市MaaS基本計画（案）
7	第3期熊谷市人口ビジョン・総合戦略（案）
8	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）
9	熊谷市庁舎整備基本構想（案）

## 11 都市経営（第21条関係）について

### (1) 意義

ア 市長は、行政組織の簡素化と健全な財政運営に努める。

イ 市長は、市民の負担の適正化を図るよう努める。

### (2) 具体的な取組

熊谷市行政改革大綱に基づく行政改革の取組

### (3) 成果指標等

#### ○一人あたりの市債残高

R1	R2	R3	R4	R5
309,632 円	301,408 円	294,251 円	280,847 円	276,329 円

※ 「市債残高」は、一般会計、特別会計、水道事業及び下水道事業の各年度末における市債残高の合計額を翌年度初日の住民人口（外国人を除く。）で除したものの

#### ◎市税の納税率

区分	R1	R2	R3	R4	R5	めざそう値
現年度分	99.00%	98.50%	99.37%	99.36%	99.43%	—
過年度分	36.30%	45.31%	59.02%	50.46%	45.68%	—
全体	97.41%	97.26%	98.36%	98.68%	98.83%	97.0%
県内順位	26 位	31 位	15 位	7 位	7 位	—

※ 「市税」とは、市民税（個人・法人）、固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税をいう（国民健康保険税を除く。）。「県内順位」は、さいたま市を含めた埼玉県内の市の中での順位。

#### ○自主財源比率（金額の単位：千円）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
自主財源	41,985,469	41,372,520	40,193,996	41,561,060	41,938,744
歳入合計	69,581,890	93,925,650	78,988,556	77,264,631	80,046,724
自主財源比率	60.3%	44.0%	50.9%	53.8%	52.4%

※ 「自主財源」とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

#### ◎将来負担比率

R1	R2	R3	R4	R5	めざそう値
0%以下	0.0%以下	0.0%以下	0.0%以下	0.0%以下	0.0%以下

※ 「将来負担比率」とは、市が将来負担することになる市債の残高等が、市税などの経常的な歳入に対してどの程度であるかを示す指標。この数値が大きくなると、将来、財政を圧迫する可能性が高くなる。

## 12 行政評価（第22条関係）について

### (1) 意義

行政評価を実施し、その結果を公表

### (2) 具体的な取組

行政評価システムにより、事務事業評価を実施

### (3) 成果指標等

(参考) 事務事業評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
継続	541 事業 (82.1%)	559 事業 (85.5%)	540 事業 (82.8%)	531 事業 (85.0%)	536 事業 (85.6%)
拡大	25 事業 (3.8%)	14 事業 (2.2%)	27 事業 (4.2%)	24 事業 (3.8%)	24 事業 (3.8%)
縮小	9 事業 (1.3%)	12 事業 (1.8%)	4 事業 (0.6%)	8 事業 (1.3%)	8 事業 (1.3%)
完了	59 事業 (9.0%)	57 事業 (8.7%)	45 事業 (6.9%)	51 事業 (8.2%)	41 事業 (6.6%)
変更	25 事業 (3.8%)	12 事業 (1.8%)	34 事業 (5.2%)	9 事業 (1.4%)	12 事業 (1.9%)
廃止 断念	0 事業 (0.0%)	0 事業 (0.0%)	2 事業 (0.3%)	2 事業 (0.3%)	5 事業 (0.8%)
合計	659 事業 (100.0%)	654 事業 (100.0%)	652 事業 (100.0%)	625 事業 (100.0%)	626 事業 (100.0%)

※期間変更と手段変更（他の事業に統合・吸収された事業）は、「変更」として計上